

平成26年 労働者災害補償保険法

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)

〔問 8〕 一般保険料の額の算定に用いる賃金総額に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

ア 平成 26 年 6 月になってペースアップが同年 1 月に遡って行われることが決まり、労働者ごとの 1 月から 6 月までの差額及びその支給が確定して 6 月に現実に支払われる場合の賃金は、賃金差額の支給が確定した日の属する年度(平成 26 年度)の賃金総額に含める。

イ 慶弔見舞金は、就業規則に支給に関する規定があり、その規定に基づいて支払われたものであっても労働保険料の算定基礎となる賃金総額に含めない。

ウ 雇用保険料その他社会保険料の労働者負担分を、事業主が、労働協約等の定めによって義務づけられて負担した場合、その負担額は賃金と解することとされており、労働保険料等の算定基礎となる賃金総額に含める。

エ 労働基準法第 76 条の規定に基づく休業補償は、労働不能による賃金喪失に対する補償であり、労働の対償ではないので、労働保険料等の算定基礎となる賃金に含めない。また、休業補償の額が平均賃金の 60 パーセントを超えた場合についても、その超えた額を含めて労働保険料等の算定基礎となる賃金総額に含めない。

オ 労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、業態の特殊性等の理由により賃金総額を原則どおり正確に算定することが困難な事業については、特例による賃金総額の算出が認められているが、その対象となる事業には、「請負による建設の事業」や「水産動植物の採捕又は養殖の事業」が含まれる。

- A 一つ
- B 二つ
- C 三つ
- D 四つ
- E 五つ

試験問題の正答 択一式	8	9	10
労働者災害補償保険法 (労働保険の保険料の徴収 等に関する法律を含む)	E	D	D